

## 第 6 回検討会の論点

## 論点 0 国立公園の協働型管理・運営の目指す方向性

全国の国立公園において、その管理・運営の方向性を合意形成し、共有する場（総合型協議会）の設置、ビジョンやそれに基づく国立公園管理計画の策定を目指す。  
協議会の設置と合意形成について、将来的に自然公園法制度の中に位置付けることを検討していく。

- ただし、地域によっては、地理的条件、地域の意識の醸成不足等の背景から、直ぐには設置が難しい箇所もあると考えられることから、順次可能な地域から取組を進めていく。

（検討委員からの意見）

- ・ 検討会としては、協働型の管理・運営を進める上で、仕組みの枠組みや推進のためのステージプランを示せる提言であってほしい。（下村委員）
- ・ 総合型協議会の設置の方法について、現在の書き方だと、すぐに進めなくても良いという書きぶりになっている。もう少し前向きに示すべき。（吉田委員）

## 論点 1 ビジョン対象範囲は国立公園以外も含めるか。ビジョンの目的を整理

基本的には、国立公園のビジョンとする。

- ビジョンの目的は、各国立公園の望ましい姿（国立公園の保護すべき資源、利用の方向性等）、国立公園が提供すべきサービス（役割）を示したもの。目標の明確化を行い、各主体により共有することで、円滑な管理運営や地域の観光・教育等の施策との連携を図るもの。
- ただし、ビジョンの範囲を地域ビジョンとして共有することは、地域にとってのメリット（地域の意見の公園計画、国立公園管理計画への反映、地域と国の施策との円滑な連携等）が生じるため、国立公園を中核としつつ、自然環境の保護や利用上につながりがある周辺地域での取組を含めたものとする。
- 各ビジョンについては、ビジョン策定を行った協議会構成員が主体として行う取組において尊重されることを協議会において確認することとする。

（検討会委員からの意見）

- ・ ビジョンの対象範囲としての公園周辺域の取扱いは、周辺域も含めた国立公園の位置付けを明確にするというような形ではないか。（下村委員）
- ・ ビジョンの対象範囲は、公園区域外も含めて関係者が議論しやすい空間の中で考えて

もらうのが良い。(土屋委員)

- ・ビジョンは、国立公園の中だけでなく、周辺地域の持続可能な利用について包括した方が良い。(吉田委員)
- ・屋久島の環境文化村構想がビジョンに近いイメージ。ビジョンは国立公園に関係している町村や行政区の範囲ぐらいまでは考えても良い。(吉田委員)
- ・ビジョンは、国立公園の範囲を含む地域のビジョンであり、管理方針や行動計画も同様と考えている。(海津委員)
- ・ビジョンの内容が具体的な目標に近いものになるのか、緩い内容になるのかによって対象の範囲は異なってくる。(寺崎委員)

## 論点2 ビジョンと公園計画及び国立公園管理計画との位置付け

ビジョンは各国立公園の望ましい姿、国立公園が提供すべきサービス（役割）を示したものの。一方、公園計画は、国立公園の望ましい姿を実現するため、国立公園制度においてどのように保護し、利用していくかを示している。

**ビジョンやビジョンの内容に基づき実施される取組と国立公園管理計画の関係性について検討が必要（P）**

- ビジョンには、国立公園制度に位置づけられないソフト面での利用のあり方、地域との連携等に関する事項も含まれ得るため、公園計画に反映すべき事項は含まれるものの、公園制度においてその上位に位置づけることは難しい。
- ただし、ビジョンについては、地域の関係者が目指すべき目標であり、各者の取組においては尊重されることが必要であることから、その位置付けとしては各者の取組の基本的な合意事項として位置づけることが必要。
- **なお、ビジョンやビジョンの内容に基づき実施される取組（管理方針、行動計画）と、国立公園管理計画の関係性について検討が必要。国立公園の管理運営にこれらの合意事項をどう位置づけ、実行担保を置くのか整理することが必要。（別紙）**

(検討会委員からの意見)

- ・公園計画の下位に、地域の具体的な話を書き込める仕組みがあると良い。(下村委員)
- ・公園計画の横にもう1つ別の計画（ビジョン）をつくる形を制度に入れ込むのは難しい。(下村委員)
- ・ビジョンは公園計画の横にあるイメージであり、その場合法制度に入れ込む形にはならない。(土屋委員)
- ・公園計画は、厳然たる存在としてある。ただし、ビジョンがあつて公園計画があるもの。(吉田委員)

### 論点3 ビジョン、管理方針、行動計画、管理計画策定における協議会と環境省の役割分担

ビジョン、管理方針、行動計画は協議会で決定しつつ、これらの実行担保として国立公園管理計画に反映し環境省として決定することが必要。どのような仕組みで反映していくのか整理が必要。

- 「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」（平成19年3月）では、下記のとおり記載されている。
  - 「公園が提供すべきサービス」及び「共通の目標」  
環境省が関係者の意見を聴きつつ、主導的に設定。
  - 「目標を達成するための行動計画」  
幅広い関係者による活動を含める形で、多様な主体と協働で策定することが適当。  
その行動計画の策定、役割分担については環境省が事務局的な役割を担う。
- これらを協議会と環境省の役割分担に当てはめると、環境省が主導的な役割を果たしつつ、ビジョンや行動計画については、幅広い関係者が参画した協議会で決定していくことが適当と考えられる。（事務局は環境省が主導）

（検討会委員からの意見）

- ・ ビジョンは達成すべきものであり、誰が達成責任を担うのか明確にすべき。それが協議会のモチベーションになる。（寺崎委員）
- ・ 国立公園の範囲内のビジョンの実現については環境省が責任をもつが、地域の将来構想と結びついている部分は協議会構成員が責任を持つていくことが必要。（海津委員）
- ・ ビジョンの策定には、ビジョンというアウトプットだけでなく、ビジョンを作るプロセス自体に意義がある。ビジョンの位置付けは非常に重い。（熊谷委員）
- ・ 様々な利害関係者が入る合意形成の場では、将来世代のビジョンを1年くらいかけて議論・共有し、文章化することが必要。（吉田委員）
- ・ 地域の関係者と目標を作っていくと、現行の国立公園管理計画だと曖昧な形となってしまうため策定後も改訂は必要。（土屋委員）
- ・ 協議会の会長と事務局の責任・役割について検討する必要がある。（寺崎委員）

# 現行の国立公園管理計画

(平成18年4月20日環自国発第060420001号)

## 作成者: 地方環境事務所長

- 地方環境事務所長が、関係する都道府県及び市町村の意見を聴いて、作成するものとする。
- 地域住民等地元関係者の意見を十分に聴取するよう努める。
- 行政手続き法第6章の規定によりパブリックコメントを行う。

## 管理計画の内容:

(1) 国立公園又は管理計画区の概況

(2) 管理の基本方針

(3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(4) 適正な公園利用の推進に関する事項

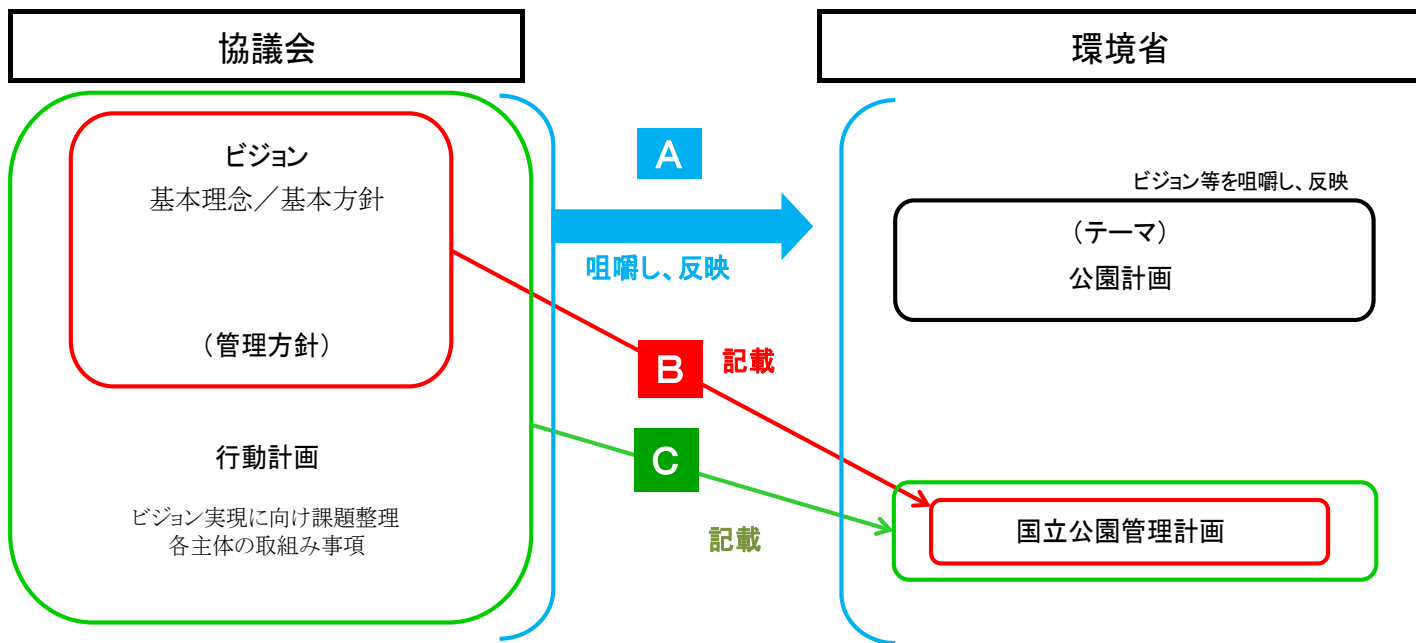
(5) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(6) その他、国立公園の適正な保護及び利用の推進を達成するために必要な事項

- (2) 及び (5) については、地方環境事務所長は、あらかじめ自然環境局長に協議すること。なお、同意を得た (2) および (5) については、環境大臣の権限の行使に関し準用する。
- (5) については、法定受託事務実施都県の下承を得ること。
- (5) については、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治他方第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取扱う。

# 国立公園における協働型管理・運営の仕組みのイメージ(案)

- ※協議会と環境省の役割分担を整理の上、協議会の合意事項を現在の公園制度へどのように入れ込むか、その選択肢を整理。
- ※公園計画は基本的にビジョン等を咀嚼し反映することとする。
- ※国立公園管理計画は環境省が作成する。



	内容	メリット	デメリット
<b>A</b>	協議会で合意した事項を咀嚼し、環境省において管理計画に反映。なお、行動計画のうち、環境省の取組事項を管理計画に記載。  ⇒管理計画策定要領等でその関係性を整理。	国立公園の管理計画は環境省の取組事項となりわかりやすい。協議会と環境省の役割分担、関係性が明確になる。	協議会での合意事項について、現行制度上明確に位置づけられなくなり、実行担保がなくなる可能性がある。
<b>B</b>	協議会で合意したビジョン、管理方針を国立公園管理計画に記載し、環境省が決定(承認)する形とする。行動計画については、環境省の取組事項を管理計画に記載。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョンを環境省が作成する計画に位置づけることで実行担保となる。</li> <li>・環境省の取組についても、ビジョンと管理方針に基づき実施していくという流れが明確になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者が作成したビジョンが、関係者のものという意識が薄れる。</li> <li>・管理計画と協議会との関係性が混乱する可能性がある。</li> </ul>
<b>C</b>	協議会で合意したビジョン、管理方針、行動計画全てを国立公園管理計画に記載し、環境省が決定(承認)する形とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの計画に収まることからシンプルでわかりやすい。</li> <li>・環境省が作成する計画に位置づけられることで実行担保となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画の取組主体と管理計画作成主体に齟齬が生じ、行動計画の責任所在が不明確となる。</li> <li>・関係者が作成したビジョンや行動計画が、関係者のものという意識が薄れる。</li> </ul>